

～学校感染症による出席停止について～

お子さまが感染症にかかった場合、他の児童生徒への感染を防ぐため、医師の許可が出るまで出席停止となります。なお、出席停止は欠席の扱いにはなりません。下記の疾病 及び それ以外の感染症にかかったことがわかりましたら、学校に連絡してください。

- 〈第一種〉エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ
- 〈第二種〉インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 〈第三種〉コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- その他の感染症：
溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など

なお、出席（登校）停止を解除するのに必要な証明は、有料（保護者負担）です。

ただし、上記㊦の感染症で出席停止が必要と診断された場合、「日野市医師会加盟の医療機関」を受診された場合に限り、証明料は無料（市が負担）となります。証明の用紙は学校にあります。

※第二種のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症、第三種の「その他の感染症」等は、保護者による証明で可

※受診される医療機関が、対象の医療機関であるかにつきましては、日野市の公式ホームページ「日野市内の医療機関（日野市医師会）」からご確認いただけます。

市公式HP：<https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/kenshin/iryokikan/1003856.html>

